

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第48号	
事故等名	漁船海祐丸火災	
発生年月日時刻	平成20年6月21日02時00分ごろ	
発生場所	長崎県壱岐市勝本町地先若宮島所在の若宮灯台から北北西15海里付近 (概位 北緯34° 06.0′ 東経129° 34.4′ )	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月10日門司・地方事故調査官が海難報告書を入力 平成21年3月2日所属漁業協同組合から漁船保険保険金支払請求書等を入力し、3月31日船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報 船種・船名・総トン数 動力漁船登録番号 船舶所有者等	漁船 海祐丸 19トン NS2-15623 個人所有 ディーゼル1基(589kW)	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	発電機の固定子部が焼損	
事故等の経過	本船は、船長他2名が乗組み、長崎県壱岐北方海域でイカー本釣りの操業を終えて航行中、平成20年6月21日02時00分ごろ、突然ボンという音がして機関室内の発電機付近から出火したため、船長が消火器で消火したのち、自力で帰港した。 本船は、整備業者が点検した結果、前記焼損が判明し、修理された。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 本船は、発電機横に設置されていた雑用水用海水ポンプ(以下「海水ポンプ」という。)のグランド部から漏洩飛散した海水が発電機に掛かり、発電機の固定子部が短絡して発火し、付近の可燃物に着火したものと考えられる。 海水ポンプグランド部からの漏水具合の点検が適切に行われていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が航行中、海水ポンプのグランド部から漏洩飛散した海水が発電機にかかったため、発電機の固定子巻線が短絡して発火し、付近の可燃物に着火したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	